

自家消費型新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、ゼロカーボンシティの実現に向けたエネルギーの地産地消を図り、もって当該エネルギーによる自給率の向上及び災害に強い地域づくりを行うことを目的として、太陽光発電パネル及び住宅用蓄電池を購入し設置する者又は太陽光発電パネルを既に設置し、新たに住宅用蓄電池を購入し設置する者に対し、予算の範囲内で自家消費型新エネルギー導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電パネル 太陽光をエネルギーとして発電するためのパネルをいう。
- (2) 住宅用蓄電池 太陽光発電パネルに接続し、発電した電力を蓄え必要に応じて活用することができる1キロワット以上の定置用リチウムイオン蓄電池であって、設置時点において未使用品のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し居住している者又は市内に住所を有しないが居住しようとする者で、当該居住先に太陽光発電パネル及び住宅用蓄電池（以下「パネル等」という。）を同時に設置し、発電した電力を自家消費の用に供するもの又は太陽光発電パネルを設置した者で、当該太陽光発電パネルに接続する住宅用蓄電池を設置し、発電した電力を自家消費の用に供するもの
- (2) 前号に掲げる者のうち、申請時に市外に居住している者にあつては、パネル等又は住宅用蓄電池を設置後半年以内に本市へ転入する見込みの者
- (3) 市税等を滞納していない者（申請時に市外に居住している者にあつては、申請時に居住している住所地の市区町村税を滞納していない者）

- (4) この要綱に基づく補助金の交付を同一世帯を構成している者を含め、これまで受けたことがない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅用蓄電池を購入し設置する前に、自家消費型新エネルギー導入促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類（新築等のパネル等付き住宅に係る申請にあつては、第3号に掲げる書類を除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) パネル等又は住宅用蓄電池の形状、規格等の概要が確認できる書類
- (2) パネル等又は住宅用蓄電池の設置購入に係る契約書等の写し又はパネル等付き新築住宅の購入に係る売買契約書等の写し
- (3) 設置工事施工前の現況写真
- (4) 設置予定箇所の位置図
- (5) 申請者及び同一世帯人が全員記載された住民票
- (6) 申請者の完納証明書
- (7) パネル等又は住宅用蓄電池を設置する建物が、申請者の所有物でない場合は、当該建物所有者の承諾書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際し、必要に応じて条件を付すものとする。

3 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が申請書の内容を変更するとき、又は住宅用蓄電池の設置を中止するときは、自家消費型新エネルギー導入補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、認否を決定し、補助金等変更交付決定通知書（別記様式第5号）を補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、パネル等又は住宅用蓄電池の設置工事が完了若しくは当該パネル等の設置されている家の引き渡しを受けた日から30日を経過する日と当該年度の3月31日のいずれか早い日までに自家消費型新エネルギー導入促進事業補助金設置完了実績報告書（別記様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) パネル等又は住宅用蓄電池の設置に係る領収書等の写し
 - (2) パネル等又は住宅用蓄電池の設置に係る経費の内訳書
 - (3) パネル等又は住宅用蓄電池の設置状況が確認できる現況写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、その旨を補助金等交付額確定通知書（別記様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、自家消費型新エネルギー導入促進事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消し)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反する事実があったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の返還を命じることができる。

(調査協力)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて当該補助金で設置したパネル等又は住宅用蓄電池の利用状況に係る調査等のため協力を求めることができる。この場合において、市長から当該調査等の協力を求められた者は、当該調査等に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第4条関係)

区分	串間市内の事業者が設置する場合	串間市外の事業者が設置する場合	申請者が設置する場合
太陽光発電パネル及び住宅用蓄電池を同時購入し設置する場合	1件当たり20万円	1件当たり10万円	購入先が太陽光パネル・蓄電池ともに市内の場合 1件当たり20万円
			購入先が太陽光パネルは市外、蓄電池は市内の場合又は、購入先が太陽光パネルは市内、蓄電池は市外の場合 1件当たり15万円
			購入先が太陽光パネル・蓄電池ともに市外の場合 1件当たり10万円
太陽光発電パネルを設置している者が新たに住宅用蓄	1件当たり10万円	1件当たり5万円	購入先が市内の場合 1件当たり10万円

電池を購入し 設置する場合			購入先が市外の 場合 1 件当たり 5 万円
------------------	--	--	---------------------------------